

『災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成22年11月26日

国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所長

吉田 秀範

記

1. 協定の概要

(1) 名 称 災害応急対策業務に関する協定

(2) 目 的 本協定は、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 内 容 協定書及び協定実施区間は別添資料のとおり

(4) 期 間 協定締結の翌日から平成26年1月31日

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の「競争入札において、企業の信頼性・社会性で「地域への貢献（災害協定等）」の項目に加算評価されます。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練除く）を行うと「地域への貢献（災害活動実績）」の項目に追加加算評価されます。

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 21・22 年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成 8 年 4 月 1 日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績（3 千万円以上）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20 % 以上の場合のものに限る。）
- (6) 技術資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成は次表のとおりとする。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
1) 工事の施工実績 ※施工実績が無い場合は 協定しない	① 平成8年4月1日以降に関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、またはアスファルト舗装工事の施工実績（3千万円以上）のうち代表的なものを1件記載する。なお、可能な限り国土交通省発注工事（成績60点未満のものを除く）から選定する。 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。 ② 工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要を記載する。 ③ 記載様式は様式－1とする。 ④ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する。（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。）。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出する。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
2) 出動要請時の人員配置 及び参集場所状況	① 出動要請時において動員可能な技術者（土木施工管理技士等の資格を保有し監督出来る者）、作業員、オペレータの人員及び参集場所の状況を記入する。 ② 人員は自社、協力会社に所属または手配することが出来る人数とするが、協定期間中、災害に早急に相武国道事務所の災害応急対策業務に確保できる人数を記入する。 ② 記載様式は様式－2とする。 ③ 上記①の参集場所を別図（技術資料補足図面）に図示する。 ※別様式で提出する図面との兼用可 ※人員は協定期間中継続的に確保できるものに限る。 ※参集場所は協定期間中継続的に確保できるものに限る。 ※参集場所が複数の場合は代表箇所を1箇所定める。 ※担当工区の決定にあたり、代表箇所以外の参集場所も参考とするため、全ての参集場所を様式－2及び別図へ記入する。
3) 協定締結希望区間の 希望理由	① 協定締結の実施希望区間（複数可とし希望順位をつける）を記載する。 ② 実施希望区間は概ね5～10kmとする。 ③ 記載内容は協定締結を希望する区間の路線番号、起終点の住所（目印）及び理由を記載する。 ④ 上記①から参集場所迄の距離（直線距離）を記載する。 ⑤ 記載様式は様式－3とする。 ⑥ 上記④を別図（技術資料補足図面）に図示する。 ※別様式で提出する図面との兼用可 ※参集場所は協定期間中継続的に確保できるものに限る。 ※参集場所が複数の場合は代表箇所を1箇所定める。 ※上記④の希望区間から参集場所迄の距離は、参集場所の代表箇所迄の距離を記入する。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
4) 出動要請時に確保可能な建設機械の状況	① 出動要請時に確保可能なクレーン類、運搬車類、掘削機類の保有及び手配状況を記載すること。 ② 記載内容は、建設機械毎に名称、規格、数量、所有者（自社・リース会社の別）、保管場所を記入すること。 ③ 記載様式は様式－４とする。 ④ 上記②の保管場所を別図（技術資料補足図面）に図示する。 ※別様式で提出する図面との兼用可 ※保管場所及び建設機械は協定期間中継続的に確保できるものに限る。
5) 災害応急に関する協定又は契約の締結状況 ※他機関との要請が重複した場合の体制が不明確な場合は協定しない場合がある。	① 行政機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載する。 ② 締結している場合は、協定又は契約別、名称、機関名、有効期間を記載すること。なお、複数締結している場合は、全てを記載するものとする。 ③ 災害要請が重なった場合、相武国道に協力するための体制を記載するものとする。 ④ 記載様式は様式－５とする。 ⑤ 記載した協定書又は契約書の写しを提出する。

（２） 技術資料の提出

- ① 様式を相武国道事務所HP（※）からダウンロードにより、入手すること。
※相武国道事務所HPアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/index.htm>
- ② 技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等配達確認ができるもので受付期間の消印有効）すること。
 - ・受付期間：平成２２年１１月２６日（金）から平成２２年１２月１７日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分までとする。
 - ・受付場所：関東地方整備局相武国道事務所管理第二課（担当：土屋、関口）
〒192-0045 東京都八王子市大和田町４－３－１３
T E L：０４２－６４３－２００８（管理第二課直通）
F A X：０４２－６４４－３５２３（管理第二課直通）
- ③ 提出書類は表紙を１頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の例：１／〇〇～〇〇／〇〇）。

- ④ 提出資料と合わせて入力データを電子媒体（MO、FD、CDのうちいずれか）で提出してください。なお、様式1～5については①でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）とします。図面等の添付資料はPDFファイルとします。

4. 協定締結に関する事項

（1）協定締結の方法

- ① 協定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とする。

（技術審査項目）

- 1) 工事の施工実績
 - 2) 出動要請時の人員配置及び参集場所状況
 - 3) 出動要請時に確保可能な建設機械の状況
 - 4) 災害応急に関する協定又は契約の締結状況
- ② 担当工区は、技術資料を参考のうえ決定する。（必ずしも希望工区とならない場合や1つの区間に対し複数者担当してもらう場合もある。）
- ③ 協定締結希望者が予定する区間数に満たない場合、前項②の内容を勘案し、複数区間担当してもらう場合がある。
- ④ 提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。（平成23年1月中旬頃を予定）

（2）協定締結者への通知

- ① 書面をもって相武国道事務所長から通知する。
- ② 通知は、平成23年1月下旬頃を予定する。

5. 非締結に関する事項

- （1）技術資料を提出した者のうち協定を締結しなかった者に対しては、締結しなかった理由（非締結理由）を書面をもって相武国道事務所長から通知する。
- （2）上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、相武国道事務所長に対して非締結理由の説明を求めることができる。
- （3）（2）の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
- ・受付窓口：関東地方整備局相武国道事務所管理第二課（担当：土屋、関口）
〒192-0045 東京都八王子市大和田町4-3-13
TEL 042-643-2008（管理第二課直通）
 - ・受付時間：土、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
- （4）（2）の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- （5）（2）の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

6. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、協定締結者技術審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (4) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、協定内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

〒 192-0045 東京都八王子市大和田町 4－3－1 3

関東地方整備局 相武国道事務所 管理第二課（担当：土屋、関口）

T E L 0 4 2－6 4 3－2 0 0 8（管理第二課直通）

平成〇年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局
相武国道事務所長 吉田 秀範 殿

住 所 〒〇〇〇〇—〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番

代表者 〇〇〇建設株式会社
代表取締役社長

〇 〇 〇 〇

印

「災害応急対策業務に関する協定」に参加したく技術資料を提出します。
なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する
者でないこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。
問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 : 〇 〇 〇 〇
部 所 : 〇〇〇本店〇〇部〇〇課
住 所 : 〇〇県〇〇市〇〇番
電 話 番 号 : 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇(代) [(内)〇〇〇〇]
F A X 番 号 : 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇
E - m a i l : 〇〇〇〇〇〇. jp

2. 本店所在地

名 称 : 〇 〇 〇 〇
住 所 : 〇〇県〇〇市〇〇番
電 話 番 号 : 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇(代)

※注：本店とは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載した本店。

工事の施工実績

会社名：〇〇〇建設株式会社

●工事の施工実績を下表へ記入すること。

工事名称等	工事名	〇〇〇〇〇〇工事	(CORINS登録番号)
	発注機関名	国土交通省 関東地方整備局 〇〇事務所 等	
	施工場所	東京都〇〇区〇〇町地先～東京都〇〇区〇〇町地先	
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
	受注形態等	単体 / 〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)	
工事概要	分野	道路改良工事、橋梁下部工事、維持工事 等	
	工事内容	・土工 〇〇m3 ・排水工 〇〇m	
	施工条件	夜間施工、渇水期施工、〇〇〇と近接施工(離隔〇m) 等	

※注) 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出する

出勤要請時の人員配置及び参集場所状況

会社名：〇〇〇建設株式会社

●出勤要請時に現場へ出勤可能な人員を下表へ記入すること。

参集場所	勤務地区分 (本店、支店、 営業所、 リース会社等)	住所	人員						
			監督者 (技術者等)	作業員		オペレータ			人数 小計
						資格区分			
						クレーン 類	運搬車 類	掘削機 類	
参集場所①	本店	東京都小平市〇〇町	4	9	5	2	5	2	18
									0
									0
									0
									0
									0
									0
									0
									0
									0
									0
									0
									0
									0
合計			4	9	5				18

※注) 参集場所の位置を表示した別図(技術資料補足図面)を提出すること。
(別様式で提出する図面との兼用は可としますが、各様式に記載する番号等は統一して下さい。)

※注) 参集場所については、勤務地区分と住所が判別できるように記入するとともに、提出する別図(技術資料補足図面)と対比できる番号を記入されたい。

※注) オペレータの「資格区分」は該当する資格数を記入する。(1人で複数の資格があれば複数回答可)
(参考)
・クレーン類:ホイールクレーン、ラフタークレーン等
・運搬車類:ダンプ、トラック、トレーラー等
・掘削機類:バックホウ、ショベル、ブルドーザ等

※注) 欄が不足する場合は適宜挿入のこと。

※注) 参集場所が複数の場合は代表箇所を1箇所定める。

※注) 担当工区の決定にあたり、代表箇所以外の参集場所も参考とするため、全ての参集場所を記入する。

協定締結希望区間と希望理由

会社名：〇〇〇建設株式会社

●協定締結希望区間と希望理由を下表へ記入すること。(複数回答可)

希望順位	希望区間					希望理由
	路線番号	地先名	希望区間延長	希望区間から 付近の参集場所迄 の直線距離	付近の 参集場所の住所	
(記載例) 第〇希望	国道20号	起点 東京都〇〇市〇〇町〇－〇(〇〇交差点) 終点 東京都〇〇市〇〇町〇－〇(〇〇交差点)	10km	約1km	(参集場所①) 東京都小平市〇〇町	・付近に参集場所があるため ・過去に当該路線で工事を請負った実績があり、現地状況を把握しているため
第1希望		起点 終点				
第2希望		起点 終点				
第3希望		起点 終点				
第4希望		起点 終点				
第5希望		起点 終点				

※注) 協定締結の希望区間(複数回答可)と希望理由を記載すること。
※注) 付近の参集場所から希望区間までの距離を別図(技術資料補足図面)に図示し提出すること。
(別様式で提出する図面との兼用は可としますが、各様式に記載する番号等は統一して下さい。)
※注) 欄が不足する場合は適宜挿入のこと。
※注) 希望区間から付近の参集場所迄の直線距離は、参集場所の代表箇所までの距離を記入する。

災害応急対策に関する協定または契約の締結状況

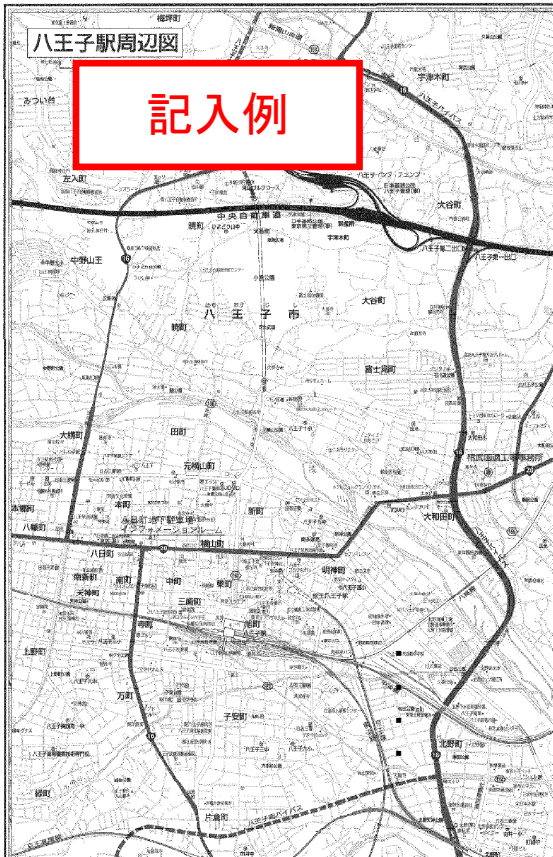
会社名： ○○○建設株式会社

●協定または契約を締結している場合は下表を記入すること。

番号	協定・契約の別		名 称	締結機関名	有効期間
1	○	協 定	○○○災害協定	○○県	○年○月まで
		契 約			
2		協 定			
		契 約			
3		協 定			
		契 約			
4		協 定			
		契 約			
5		協 定			
		契 約			

※注) 実績として記載した協定書または契約書の写しを提出すること。
※注) 上表の協定・契約の別欄は、該当項目に「○」を記入すること。
※注) 上表に記載しきれない場合は、適宜挿入のこと。

●災害要請が重なった場合の相武国道に協力するための体制を記載する。
(上記で他機関等で協定又は契約を締結している場合に記載する。)



記入例

別図：技術資料補足図面
(会社名：〇〇〇建設株式会社)

資機材置場①自社
住所：東京都東久留米市〇〇〇

資機材置場②リース会社
住所：東京都武蔵野市〇〇〇

参集場所①本店
住所：東京都小平市〇〇町
(※本店以外でも良い)

参集場所から
希望区間の一番近い場所迄の距離
→直線距離約1km(〇〇交差点迄)

第〇希望区間
約10km
(〇〇交差点～〇〇交差点迄)

20号

16号

凡例

— 希望区間

● 参集場所

○ 資機材置場

1 : 50,000

0m 5,000m